

---

○議長（渡辺文彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1 時 0 0 分）

---

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺文彦君） 日程第9、議案第43号 令和3年度松崎町一般会計補正予算（第4号）についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（長嶋精一君） 議案第43号 令和3年度松崎町一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

詳細は担当課長より申し上げます。

（総務課長 高橋良延君 提案理由説明）

○議長（渡辺文彦君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

ちょっと待ってください。質疑の前にページ数を表示して、質問してください。

○2番（鈴木茂孝君） それでは質問します。23ページの3款2項4目14節の児童館照明改修工事についてお聞きしますが、これは児童館のどの部分の照明を改修するのか。

それからもう一点ですね。25ページの4款1項6目18節の負担金補助及び交付金のワクチン接種対応協力費についてざっくりで言っているんですけども、どのような内訳でどういう施設に配分というか、協力金をお支払いするのかをお願いいたします。

○健康福祉課長（糸川成人君） まず23ページ3款2項4目の児童館費の照明改修工事でございますけども、こちらにつきましては、照明天井の照明ですね。そちらの方の取り替えということで、LED化とそこにカバーを前の児童館の委員会の方でも指摘がありました。ぶつかって落下がないようにということですね、カバーをやる工事ということで全体的にやるLED化とカバーをようなものがございます。

次に25ページ4款1項6目の感染対策事業費の18節ワクチン接種対応協力金こちらにつ

きましてはですね、県の基準がですね、集団接種に協力していただいた休診とかをして、集団接種の応援をしていただいた医師等に医療機関等に支払うものということで、1医療機関10万円ということでございます。当初、半日ということで、半日休診した場合ということで、あったわけですけどもその半日の具体的な時間はどうかということで問い合わせをしていたところですね、3時間以上だということで、松崎町の場合2.5時間ということで、ちょっと予算上は計上させていただいたんですけども、2.5時間ということで県の補助の対象外になってしまったということになるものですから、こちらの方につきましては、今要綱等整備をしていますけれども、なんらかの形で協力金ということでですね、医療協力していただいた医療機関、また個別の医師等でも協力していただいておりますので、こちらの方で支払いたいなと思っております。

- 2番（鈴木茂孝君） 児童館の方ですが、私昨年児童館の委員やってまして、やはり子供たちが、ボールなどを上にあてて遊んでいたのを見まして、ちょっとこれもし割れたら危ないですよ。蛍光灯でしたのでそのときは、危ないですよという話をして、できればLEDにさせていただいてそしてカバーをつけていただきたいという話をしたんですけども、今回そのような形になりまして、良かったと思います。

それから、ワクチンの話ですが、そうですねなるべくやっていただいた方には、融通をきかせて謝礼等を支払っていただけるようにしていただきたいなと思います。

それからですね、先ほど1月中旬に西伊豆病院から医師派遣の連絡があったかどうかについて、というお話がありましたけれども、ちょっと私言うときがありませんので今ちょっとお話をさせていただきますが、西伊豆病院の責任者の方に私と他の議員1名、2人でお話を伺った際にそのような話があったもので、私達としては、虚偽ではないということを示し上げたいと思います。

それから、いいですか。27ページの6款1項2目18節です。プレミアム商品券事業ですけども、この全員協議会の際に私ちょっとお話をもらって、やはり50%6,000冊出した方がいいんじゃないかと。多くの方に行き当たる方がいいんじゃないかというお話をしましたが、町長もなるべく議員の意見を聞いてというお話をされてましたけども、それから、全員協議会が終わってから今日まで日にちがあったんですけども、それについて話し合う機会というのはあったんでしょうか。

- 企画観光課長（深澤準弥君） 全協のあとですね、商工会の方の方々役員さんでしたけども、お話をさせていただいて、商工会の方からの希望としてはこれでやらせていただきました

いということであったものですから、今回については議員さんからの意見もありましたが、商工会の方の要望ということで、そちらでやらせていただくということに今上程させていただきます。

○2番（鈴木茂孝君） やはりそういう商工会の要望もあると思うんですが、税金は公平になるべく行かなきゃ配らなきゃいけないものと思ひまして。特にその商工会としても、やはりお金が地域で出回った方が、自分たちにも返って得になるんじゃないかというふうなことがありますけども、例えばこの1万円が100%2万円ですと3,000冊ですか。6,000万が出回るということですが、これを前と同じ50%にすればですね、もう3,000まで回って9,000万出回るといふようなことがありますので、より効果がある方を選んだ方がいいんじゃないかなと。私も商工会の役員の方にお話を伺いましたが、前回余ったから今回は100%にして売り切りたいみたいな話もちよっとされてましたけども、やはり前回残った原因というのもちよっと期間が短かったよってということが大きいと思ひますので、今回はかなり期間もありますし、忘年会等、新年会等で使う機会も多いことから、もうちよっと使う機会も多いので50%でも十分皆さんは重宝して使っただけじゃないかなというふうに見ますけども、その辺もう少し考えられればと思ひますが、いかがでしょうか。

○企画観光課長（深澤準弥君） 今ご指摘の通りではございますが、今回につきましては、商工会の方からの役員さんの意向ということで、こういう形で実施主体が商工会の方でやるということでしたので、今回については、こういう形で挙げさせていただいている次第でございます。

今後、今回プレミアムの助成金交付金が入るので、こういう形になってますけどもこれがただの補助としてただの得になるだけでなくですね、来年度以降にも繋がるようにという指示は、商工会の役員さんには町として意見を言わせていただいております。お金がないから何もやらないということがないように、地域の商店街の振興というものをしっかりと今回のやつで起爆的にスタートアップ、キックオフというような形で繋げられるようなことを考えていただきたいというのは申し伝えているところでございます。

○1番（田中道源君） 3点ほど質問したいんですけども、一つずつ指定させていただきたいと思ひます。まずですね、24ページの4款1項1目の12委託料の件でございますが、今回110万円の修正設計の業務委託っていうのが上がってきております。昨日の私の一般質問でですね、話した通り『まだ協定書の部分がちゃんと煮詰まっていないうちで』っていう

話をさしていただきました。ちょっとくどいようなんですけども、今一度ですね、この協定書が煮詰まってないと私は認識しておりますが、煮詰まってるのか、詰まってないのかのご答弁いただけますでしょうか。

○健康福祉課長（糸川成人君） 協定書につきましては、以前から協会の方には投げてありまして、その回答ということで皆さんにお示しした協定書案ということで示させていただきました。まだまだ議員の皆様にも見ていただくというところ時間もありますので、不完全ではございますけども、一応、協会との意見のすり合わせといいますか、一度はそれをしてあるというような案でございます。

○1番（田中道源君） 協会というか、委託管理者の方からの出されてるものとしてはあれであるけども、議会の理解いわゆるはまだ得られてないというか、疑問点、私もここはちょっと修正した方がいいんじゃないかと思っている点ございますので、そこはまだあるよって認識だという回答かなと思いましたが、それで結構です。

二つ目に行かせていただきたいと思うんですけども。今度25ページのですね、6項目の13番、使用料及び賃借料のところ、バス借り上げ料っていうのが今回100万円削除されていることになってるかと思うんですが、これについての経緯というか、どうして100万円カットされたのか教えていただけますでしょうか。

○健康福祉課長（糸川成人君） こちらのバス送迎の方の借り上げ料につきましては、65歳以上のワクチン接種の工程の中です、3日間3地区、三浦地区と中川、岩科、三浦地区それぞれ送迎車を出して接種の方を予約をしてくださいという、バスを出すので予約をしてくださいというようなPRしたわけなんですけども、実際にはですね3日間合わせて20人程度の応募しかなかったと。希望しかなかったということでございまして、人数少なかったものですから、町の庁用車で対応できたということでございまして、大きな例えばマイクロバスとか、そちらの方お願いをしなくても送迎ができたということでございます。ただその代わりにですね、会場使用料ということでですね、文化ホールの方をですね、ほぼ5カ月間ぐらいずっと貸し切って使用しているような状況になっておりますので、そちらの方に回らせていただきたいということでございます。

○1番（田中道源君） よくわかりました。ありがとうございます。

それでは三つ目の質問なんですけども、27ページのですね、6款1項2目の18負担金補助及び交付金のところでちょっと質問したいんですが、松崎町商工会運営費っていうところに、55万円今計上されているんですけども、これにちょっとついて質問したいんです

が、6月ですね、議会の中で、当時商工会の会長が新しく就任されて総会の際にですね、町長に人材育成のための予算を押さえてほしいよというお話があったという話をさせていただきます。それに伴うもの、要は対応するような費用としてこの55万というのが挙げられるのかどうかを教えてくださいましてでしょうか。

○企画観光課長（深澤準弥君） 今回の55万円につきましては、職員の退職に伴う来年度なんですけども、伴う方が1名おまして、その方の間に代わりに、入れる方を今募集するという中で、いきなり入って事業をやるっていうのは困難だというような話を商工会の方からいただきまして、そこの部分で今年度10月からですね、半年間の部分の人件費のその半分ということで助成いただきたいというのはこの55万円になります。ですので、110万円で半年間を雇用するための金額でございます。商工会の会長からお話があった件、6月の議会でお話した件ですけれども、商工会の方の役員さんとの話の中ですと、やはりそういった運営の中での視察とかいろんなところにぜひ勉強会とか人材を育成する中での費用を欲しいよというようなことは、話が出てますけども、そこについては具体的に商工会の方からお話がまだございませんので、今のところですととりあえずはこの事務員の臨時のお金ということで挙げさせていただきます。

○1番（田中道源君） ご説明いただきましてありがとうございます。先に質問させていただいたその時材育成費としての部分ではなく、臨時に雇った方の人件費ということはわかりましたが、人材育成費としての部分について、商工会の方から正式にはまだ上がってきけてないということでございますから上がってきたら検討していただきたいと思うんですけども。総会のときにですね、だいたい年間2千万ぐらいって言ってたような、1千万でしたかね。その金額の大小というのはもちろん精査していかなきゃいけないところではございますけども、それだけですね商工会新しくなられた会長、やる気満々でございまして、町の商工会いわゆる経営者の方々が元気でなくちゃ松崎町はやってけないよっていう熱い思いでやっていることでございますので、ぜひですねそ思いをなるべく汲んでいただきまして、松崎町が元気になるような予算つけていただけたらなと思います。

これは、正式にはまた来るとお思いますので、そのときに一つ対応をお願いいたします要望として、終わります。以上です。

○6番（高柳孝博君） 24ページです。4款1節1項の先ほど出てきた12億ですかね。委託料の中の岩科診療所の工事の修正が出てきたわけですけど、一応修正って工事補正が補正が出てきたわけですよ。委託の補正が出てきたんで、これ流れがちょっと自分混沌と

してきたんで、まず工事、設置条例ができて、そして指定管理者がこれ指定管理者決まったわけですね。そして協定書を作るということで、その協定書はできてしまわないと工事はできないっていうような今イメージっていうのが何かあるみたいだけど、そこら辺の流れっていうのは、本来どういう流れで今どこでどういう流れで来てやってるのかちょっとなんか、自分の考えと混沌として違ってきたようなところあるんですが、ちょっと簡単に説明していただけますでしょうか。

○健康福祉課長（糸川成人君） 工事の方の流れということで説明をした方がいいのかなとわかりやすいのかなと思うんですけども。令和5年4月の開院を目指して、令和4年度中に工事をするような形になります。その工事をやるにあたって、平成31年度に実施設計は組んであるわけですけども、それから2年間3年間経過することになるものですから、そちらの方の単価の見直しであったり、見積もりの徴収のし直しであったりということで、その辺の今これから発注するにあたっての金額を精査するというようなところがございます。こちらの方の修正設計の金額を使ってですね今後県の補助金であったり、過疎債の申請であったりというような形でなるべく正確な数字を使ってそういう業務をやってきたいというところがございます。

○6番（高柳孝博君） 工事を進めていくってのはわかりました。それでその協定書ができないと、その工事を進められてない、進められないというような何か条件みたいのがあるんでしょうか。

○健康福祉課長（糸川成人君） そういう条件はないかと思えますけども、ただ、その実際開院して営業していくにあたってですね、その債務負担行為というのは、指定管理料の債務負担行為を取らなければいけないですので、そちらの方の協議も並行して今現在やっている状況ですので、実際その債務負担行為ができないと開院ができないということになるものですから、そちらの方と合わせてやっているということがございます。

○6番（高柳孝博君） 債務負担行為っていうのと、その工事の進行とはまた別に動いていくものなんでしょうか。これは工事の設計の方の補正できてますので、値段が変わっても当然補正は出てこないと工事自体が今までのお金でできないというふうに考えるわけですけど、その債務負担行為とその工事上のお金との違いそれをどういうふうに判断したらいいんですかね。

○健康福祉課長（糸川成人君） 工事の金額と債務負担行為の金額というのは関係はございませんけども、ただ実際に開院ができるかどうかというところについては、開院後の指

定管理料の債務負担行為というのが大変重要になってくると。そのための協定書ということで今、先月を全員協議会の中で示させていただきましたけども、今協議をしているというところでございます。

ただ、工事自体はですね、一応令和5年4月に開院するという今現在の工程になっていますので、そちらの方に合わせてですね、できるような形で今回修正設計の方を上げさせていただいたというところでございます。

○2番（鈴木茂孝君） 27ページの先ほども言いましたが、6款1項2目の18節の今度は事業継続支援給付金についてお聞きします。

昨日ですね、一般質問でお話して町長の熱い思いというんすか、事業者を思いやる思いというのはよくわかりました。ただ私たち議員も町民の方に対してきちんと説明しなきゃいけないという義務責任もございましてお聞きしたいんですが、今のままですと令和2年の9月から令和3年の3月末もしくは事業化給付金をもらってる方に今回の事業者給付金時給給付金をもらう権利があるというか、ことだと思うんですけども、ちょっと時間が経ってると思うので、例えばその後に事業がなかなかうまくいなくなってしまっ、かなり打撃を受けているよっていう方は、今回漏れてしまうのかなと思うんですけども、その辺の考え方はどのようにしたらいいんでしょうか。

○企画観光課長（深澤準弥君） 事業者の給付金については先ほど議員の方からもあった通り、持続化給付金を貰った方もしくは先月に、前回にそれを漏れないようにということで10%以上の減額したところという形で網羅をしてございます。その中で今新たに今回、それ以外で減額もしくは苦しんでるといったところがあったらというようなお話だと思います。今のところですね一応その10%の以上のという形になったときに、現場の声もちょっといろいろ伺いましたところ、10%ということであればある程度拾えるという形でお声をいただきました。

今回協力金とか、応援金とかっていう県のがあります中で、再度今回計上をしたというところは、コロナ禍が思いのほか長引いたというところで、コロナが原因であるものという形で考えると、この長引いた中で持続化給付金を支給したあたりからですね、見込んでいた中での判断ということで今回の形でやらせていただきたいということでございます。

○2番（鈴木茂孝君） やはりですね、商工業者の方のデータといいますか、今どのくらいの方が売り上げがどのくらい起きていて困っているかというようなデータを捕まえるというか、そういうすごくいいチャンスだと思うんですよ。やはりその辺で200件ちょっとぐ

らいであれば、一件一件どのくらい落ちてるんですかというヒアリングをしながら丁寧にやっていく方が、よりこれから町の施策を打ちやすいと思うんですけども、その辺のお考えというのではないのでしょうか。

○企画観光課長（深澤準弥君） 今のご指摘はごもっともでございます。具体的な数字拾うにはそういったヒアリング等も必要かと思えます。ましては昨年度申告の時期を超えておりますので、その中でいろんな数値というかが出てきております。実際の話お客さんが来なくて困ってるっていう現状がありつつも、実は経費をかけずに持続化給付金もらったところなんかは、実は税収が増えたりしてるところもございまして、そういったものを勘案しながらいくと、なかなかそこを突っ込んでいく手間がですね、正直なところうちの方もしくは商工会の方と協議していく中で人的な余裕がなかったのが事実でございます。今後については今言ったような形で申告も出てきておりますし、そういった今回給付した事業者のデータ前にも一度議会の方でもお話をさせていただきましたけども、そういう方々のデータが拾えておりますので、今後については、やはり今言ったようなことで、現場の声を具体的に聞きながら、しっかりと拾っていきけるような形での施策に繋げていければと考えてございます。

○2番（鈴木茂孝君） ちょっと町長にお願いとかあるんですけども、正直今の段階というのは休業補償のお金も飲食店者がもらえてくる。そして、国からも月次補助金ということで10万円もしくは法人に20万円いただける。そして、静岡県の方も応援金ということで、個人が5万円、そして法人10万円いただけるということで、国、県とも支援をしてる中で町も更に支援をするということなんですが、一番厳しいのは、これからコロナのときに借りた、ひどいときに借りた返済が始まると、そのときかなり商工業者はお金がなくなってくるんじゃないかなと思うんで、その際のケアというのも、もう十分に考えつつ予算を残していくような形も取っていただきたいなというふうに思いますので、その辺もちょっと考えてみてください。

それも答えをお願いします。

○町長（長嶋精一君） 鈴木議員は積極的にそういうご意見をいただいておりますので、私の方もですねやっぱり事業所を継続したい、持続したいという願いがございまして、それは昨日言いました。そして、今鈴木議員が話をされたようにこれからは返済負担が来るという予測をしてるわけですけど、その通りだと思います。従って、今回ある法人20万、個人10万円っていうのは、そういうところにもお金が行くかもしれないということ

も考えてですね、企画の課長、総務課長とも相談してやったわけでございます。やはり、困ってるところに、直にお金を投入するっていうことが一番の経済効果であるし、またそのお金をプールしておいて、次の支払いに回すということであっても、それが有効的にお金が使われるということになるんだらうなというふうに解釈しております。またその他の現場のね、アイデア等がありましたらぜひお知らせください。

以上です。

○議長（渡辺文彦君） ここで、暫時休憩いたします。

（午後1時56分）

---

○議長（渡辺文彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時10分）

---

○1番（田中道源君） ちょっと質問に先立ちまして、ちょっと議長に、確認させていただきたいことがあるんですが、今議会で、一番初めのときにですね、申し合わせによりまして、上着とネクタイを外すことを認めますというのを申し合わせによりってということですね。案内があったんですけども、ポロシャツの着用っていうのは、申し合わせ事項のなかったかなと思うんですけども、ポロシャツの着用ってのは一応認められていらっることだったのかちょっと確認させていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（渡辺文彦君） 今の田中くんの質問なんですけども、私もその辺ちょっとはっきり認識はしてなかったとかあります。それで、ある議員の方からあれでいいのかって言う指摘を受けまして、今回、町長こういうことでまずかったんじゃないですかってお話をしたら、もう今日これで来てるもんでってことだったもので。とりあえず今回は、私の方から許可しますということで、お話をさせていただきました。

今後はないように、お願いいたします。

○1番（田中道源君） 私もですね、この場が神聖な場だと思っております、ここの決められている正装で来さしていただいております。お寺の世界の正装と言うと、いわゆる衣になるわけですけども、ここでは、それじゃなくてやっぱりこの上着があつて、踵があつ

てっていうのも、場がここの正装だと思ってそれで来てるわけですけども、やはり、ここにあった誤認あったら強引にしたがうじゃありませんけども、議会での決められている正しい姿で、やっぱり、私たちも真剣勝負で臨んでる場所でございますので、来ちゃっただから今日しょうがないですけども、やはりそういう気持ちっていうのが、散々話に出てきてる議会軽視だとかっていうふうの根底にあるものに、見られないとも限りませんので、十分気をつけていただいでですね、今後に活かしてしていただけたらと思います。

それで質問なんですけども、ちょっとこの予備費の話にページ数で言うと34ページになりますが、予備費となりますと、いろんなものがここに含まれてくることになるのかなと思うんですけども。例えば今回、松崎町でもいくつかのクラスターというものがございましたが、その際ですね宿泊の対応というんでしょうか、自宅だけの待機にとどまらず、宿泊所の補助といいますか、っていうものがあるとするとここに相当してくるのかなあと思いました。普段から例えば、前回ですと、ある施設でクラスターが起きたときに、まつぎ荘使ったというっていうときのあらかじめ、そういう想定しといてですね、やっどくのもいいのかなと思ひまして、こういう宿泊施設とのなんていうんでしょう。クラスター等が起きたときに、宿泊費を補助しましょうっていうような話っていうのがこの予備費の方から使えるものか、ちょっと確認させていただきたいと思ひます。

いかがでしょうか。

○総務課長（高橋良延君） これはまつぎ荘への補償費用ということで説明させていただきました。今田中議員のあれは、例えば一般のところにも、みたいなようなことの意味でしょうかね。ということですか。

○1番（田中道源君） 例えば、私の家なんかは結構塀があったりして、隔離してですね、住むってことができたりするんですけども、なかなか家庭の事情によっては難しいよっていうときに、どっかの宿泊施設をお借りしたいとかっていうことがあり得るのかなと。そうすると、それが2週間とかになりますと、なかなか結構な負担になるかと思ひますのでそこのところ補助しましょうよっていうのが、この予備費の方から充填してもらえ可能性ってのはあるのかなっていうのをちょっとお聞きしたいなと思ひまして。

いかがでしょうか。

○総務課長（高橋良延君） そこは個別の案件になるもので、一概にはいここでいいですよということとはちょっとできないかなと思ひます。当然やるにしても、その補償費用がどのくらいになるのかという、やっぱりそういった算定の基礎の根拠も必要になると思ひます

ので、今ですね、今回はまつぎ荘を緊急的なことで宿泊施設の確保しました。ただ、もしこれが夏の間のところだったらまつぎ荘って使えないということがあります。それを我々は考えました。それで、相談に行ったのが静岡県です。県の県営住宅が松崎町にございます。そこを利用させてもらえませんかということで相談させていただきました。そこは、そういった緊急の要請とかそういうことがあれば、一時使用という形で相談乗りますよということになりましたので、そういったことで、今度何かあったら、そこは県のところに相談かけたいなと思います。

○8番（土屋清武君） ページ数は26ページ。農地費のところでは10節の事業費100万修繕料ありますけども、これは具体的に、どこの場所の修繕費なのかお伺いしたいと思います。

そして三つ程ですけども、その下にですね、漁港管理費の中で応急対策業務委託が200万、そしてその下に、石部護岸補修工事測量設計業務委託263万4千円。これ説明があったかもしないけどちょっと私聞き漏らしたじゃないかと思うんでちょっとお伺いしたいと思います。

○産業建設課長（新田徳彦君） 26ページの方まず5款1項8目農地費の修繕料ですね。需要費の関係でございます。こちらにつきましてはですね、修繕関係が多くてですね、予算100万円あったんですけども、すでにもう目一杯使っているというような状況でございます。今後の予定といたしましては農道牛原山へ行く農道牛原線ですね。こちらの方の舗装修繕が必要ということ。それからあと予備のお金を含めて、100万円を計上させてもらったものでございます。

その下のですね、今度は5款3項2目の漁港管理費の委託料ですね応急対策の業務委託でございますけれども、こちらも当初予算200万円取ってあったんですけどもこれもほとんど使い切ってるような状況でございます。砂浜のをですね整地等で使った関係でございます。今後ですねまた台風等が来ることに備えまして、今考えてるのは雲見の太田川水門のこの堆積土砂の浚渫の関係ですとか、あと雲見漁港の漁道ですね、水出しの修繕が必要、ちょうど集落排水処理施設の向かい側のところですけども、その修繕が必要だということで200万円を増額補正させてもらったものでございます。

それから最後に5款3項8目海岸保全施設整備の事業の委託料でございます。こちらは来年度石部の護岸の修繕工事を予定しておりまして、本年度測量設計の方を行うわけでございます。当初500万円で予算の方取ってあったんですけども、先ほど総務課長から説明がはまりましたけれども、県の積算の部係の見直しですとか、あと実際現場で仮設が必

要だよということがあったものですので、その辺の諸々の増額になりまして、263万4千円を増額するものでございます。

○6番（高柳孝博君） ちょっと先ほど説明で4回目になるわけですけど、24ページの4款1項1目のところの12節委託料の先ほどの診療所の設計の修正費なんですけれど、これについては先ほど工事費と債務負担のお金とのそれは別に関連がないよって話でしたけれど、そうすると、それらについては工事と今の協定書と同時に進めるってことは、可能なんですか。健康福祉課長

○健康福祉課長（糸川成人君） 同時に進めるのは可能かどうかということでございますけれども、まず町としては、工事は工事で施設整備をするということで、令和4年度の工事に向けて今回この修正設計を挙げさせてもらったということです。

協定書、債務負担行為の方の話につきましては、協定書を本来指定管理をする上で、協定書を締結するわけですけども、その協定書の内容として、指定管理料の中身がありますので、そちらの方の指定管理料の協議といたしますか、内容を今議会の皆様にちょっと内容を示しそして、資格証の内容を示して協議をしているところでございますけれども、そうしたところの協定書と債務負担は一応セットになると思いますので、そちらはそちらで進めているというようなところでございます。

○6番（高柳孝博君） 工事の方のお金と、債務負担行為の方のお金ってのは別々に算定されるものであって別々に進めていくことというような感じでしたけど、それ確認それでよろしいでしょうか。

○健康福祉課長（糸川成人君） 町としては今現在別々にといたしますか、一応令和5年の4月の開院に向けて、そういう形で進めているということでございます。

○議長（渡辺文彦君） ほかに質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。ですが、これにご異議ございませんか。

○5番（深澤 守君） 本案に対する修正動議を提出したいので、休憩を求めます。

○議長（渡辺文彦君） ただいま深澤くんから、修正動議を提出したいとの申し出があり、所定の担当者がありますので、動議は成立いたしました。暫時、休憩いたします。

（午後2時24分）

○議長（渡辺文彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時40分）

---

○議長（渡辺文彦君） 議案第43号につきまして、深澤君他4名から、お手元に配布しました、修正動議が提出されました。この動議は1人以上の発議者がありますので、成立いたしました。従いまして、これを本案とあわせて、議題とし、審議します。

提出者から趣旨説明を求めます。

（5番 深澤 守君 登壇）

○5番（深澤 守君） 議案第43号令和3年度松崎町一般会計補正予算（第4号）に、対する修正動議。上記の動議を地方自治法第115条の3及び会議規則第17条第2項の規定により、別紙修正案を添えて提出します。

修正内容、歳出4款1項1目12節の岩科診療所建設工事、修正設計業務委託110万円を削り、3款1項1目の予備費を110万円増額する。

修正理由、岩科診療所建設にあたり、指定管理者との協定書がいまだに定まっていない。その中で、岩科診療所建設工事、修正設計委託を行うことは準備不足であり、尚早である。当局と指定管理者は合意形成を確実に進め、内容を明瞭にしてから修正設計を行うべきであり、今回の修正設計予算には同意できない。

以上皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（渡辺文彦君） 以上で趣旨説明を終わります。

これより、修正案に対する質疑に入ります。質疑を許します。

○6番（高柳孝博君） 修正案に対しての質疑をします。一点は先ほど町の方では、債務負担行為のお金と工事費とは別々に検討することができるというようなお話がありましたので、それは別々にサービス改正に向けて同時に進めることは、可能であるというふうに見えるかどうか。

それともう一つは、これを進めていかないとどちらが欠けてもサービスが開始できないわけですが、その令和4年度中に工事をやる。令和5年4月に、サービス開始っていうことになる、ここで設計とか何かをやっていかないと時期的に、どうかと思うんです

が、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

- 5番（深澤 守君） 建設に関してと協定書はこれは別々で、やっていけるものだという事は、先ほど来当局の方に、健康福祉課長が答弁で述べてる通りでございます。サービスはできない。開院できないんじゃないかという事なんです、これ出してくるのが、最終的に出してくるのが来年の3月一般会計のところで建設費が出てまいります。そうすると、今ここで決めなくても問題はないんじゃないか、協定書が締結されても間に合うではないかというふうに思っております。

すいませんあと最後もう一点なんでしょうか。

- 6番（高柳孝博君） これ工事の修正設計をするということですので、多分お金のことも変わってきてますし、物品の値段も変わってきてるでしょうからそのあたりが変わってきてるということで、本来ならば、それらがもう出来上がってて、やれるというところまた改めてやらなきゃならないということがありまして、そこら辺に令和4年度の工事に間に合うかどうかと心配になるわけですが、それは十分その前に工事費になりますと、またもう一度議会にかけなきゃなんないということがあるわけです。そのあたりは十分というふうにお考えでしょうか。

- 5番（深澤 守君） 十分時間は取れると思っております。もしくは、間に合わなければ協定書を締結した後に臨時議会を開いて、予算を決めるということも可能でありますので、今は設計の修正予算を通すということは、時期尚早だと考えております。

- 6番（高柳孝博君） ちょっと時期については多分工事をやる側の意見もないと、ちょっと深澤議員に聞くだけではちょっとわからないのかもしれないですけど、工程をどのように考えられてるかによって、再度臨時議会であれば間に合うのかそのあたりちょっと聞きそびれたので、そこはちょっと、深澤議員だけに聞くっていうところ意見の相違ってのはあるかもしれません。

今の話ですと、とにかく令和5年4月にサービス開始に間に合うように向けて、進めていくという考え方そこは一致してるんでしょうか。

- 5番（深澤 守君） サービスを開始するしないはですね、協定書をどのような形で結ぶかによると思いますので、この件についてとの関連性はないと思われませんが。

- 6番（高柳孝博君） 何回もあの協定書というのは、サービスに迎えてできるようにやってくってというのが、協定書じゃないかというふうに思うわけですが、その辺りの考えいかがでしょうか。

○5番（深澤 守君） 前回とかと指定管理業務結ぶにあたって、当局は何を言って来たかという、指定管理及び指定管理業者を結べば、結んでもこの協定書が結ばなければ、気に入らなければ、それは破棄できるというふうに、しっかりと申ししておりました。ですから、今協定書が上がってきて、我々がそれを納得できる形に上がってこなければ、建設を前提とする修正案、修正予算については我々は認められないと思います。

○議長（渡辺文彦君） 質疑がないようでありますので、これにて質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺文彦君） 異議なしと認めます。よって修正案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に対する賛成討論の発言を許します。

○6番（高柳孝博君） 私は、本原案に、賛成いたします。というのは、もともとは令和3年サービス開始ということで進めてきたものが、コロナの関係とか諸々の要件がありまして令和5年まで延びてしまいました。当然当初考えていたものより費用も変わってくるわけでございますので、それをここで今認めて再度修正して設計していくのは当然ではないかというふうに思いまして、原案に賛成いたします。

○議長（渡辺文彦君） 次に、原案および修正案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺文彦君） 反対討論なしと認めます。

次に、修正案に対する賛成討論の発言を許します。

○3番（小林克己君） やはり今回診療所に関して、協定書っていうのが多分一番のネックになるって思われております。実際にこれが協定書がしっかり出てきて、その後臨時議会を開けば、設計とか何か間に合うっていうことであれば、協定書をしっかり先に出していただきたいという考えを自分は持っております。それなので、修正案に対する賛成という形で討論させたいと思います。

以上です。

○議長（渡辺文彦君） 他に賛成討論ございますか。

○1番（田中道源君） 私はこの修正案に対して賛成させていただきます。これまでこの診

療所のですね、進めめ方というものは、すごくイレギュラーな進め方がされて来たとは私は認識しております。それが一番の大もとにあったのが、何年の何月までに返事をしないと、この話が流れてしまうという話の中から、本来しなくてはいけない議論がなされないまま、詰めなきやいけないところが詰めないまま通した結果、あそこで議決をしたじゃないかというそのの拠り所に進められてきた経緯がございます。ですので、今回の挙げられている修正予算の中に、何度も確認させていただきましたが、すごく大事な点でございます協定内容というものがまだ煮詰まっていない中でこの話を通すというのは、やはり準備不足であり、不備な点であると思いますし、議事のある点が少しでもあるのであれば、やはり反対するというのが、私達議会ของですね、あるべき姿だと思います。ですので、時間がかかってもしっかりとお互いに納得してですね、この内容であれば、行きましようっていうような、下準備ができた上で仕切り直しというか、ちゃんと出してくるべきものだと思いますので、そういう意味で現時点ではまだ時期尚早だと思います。よってこの修正案に対する修正案に対して賛成いたします。以上です。

○議長（渡辺文彦君） これをもって、討論を終了します。

これより、議案第43号深澤君他4名を提出した修正案を含め、これから採決を行いたいと思います。まず、修正案に対する採決であります。修正案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（渡辺文彦君） 挙手多数であります。よって、修正案は、採決されました。

続いて、修正決議した部分を抜く原案についての採決を行います。

修正部分を除いた原案に対して、賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（渡辺文彦君） 挙手全員であります。

よって修正案を除いた部分に対する原案は、可決いたしました。